

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について(日立自動車交通 株式会社)	… 2
指定自動車整備事業者の行政処分について	… 3
自動車特定整備事業者の行政処分について	… 4

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年4月9日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：26A01
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和8年3月3日
 - ② 申請者：日立自動車交通株式会社（東京都足立区綾瀬6-11-22）
 - ③ 適用路線：東京都内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：5.86%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請(上限)	現行	申請(上限)
210	230	9,230	10,350

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社 佐渡屋
代表取締役 神谷 勇蔵
山梨県中央市若宮46番地6号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

タイガー車検エル・パドック
山梨県南アルプス市藤田2581番1
認証番号 第8-1149号
指定番号 関東指第8-319号

3. 処分の内容

- (1) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和8年3月31日 から
令和8年8月17日 まで 140日間
- (2) 自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和8年3月31日
教習修了番号 第51464号

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和8年3月31日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

関東いすゞ自動車株式会社
代表取締役 田中 隆夫
群馬県高崎市宮原町1番地21

2. 事業場の名称、所在地、認証番号

関東いすゞ自動車株式会社 所沢・三芳支店
埼玉県入間郡三芳町竹間沢東5番地1
認証番号 第4-2005号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和8年3月31日 から
令和8年5月9日 まで 40日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項、同法第91条の3、同法第99条の2及び同法第100条第2項の規定違反

令和8年3月30日

関東運輸局長 藤田 礼子